



発福保第1068号
平成31年1月24日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会長中山実郎様

鳥取市長 深澤 義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民皆保険の根幹をなす制度として、地域における医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしてきた国民健康保険は、制度が抱える構造的な要因により、財政基盤の脆弱性から、運営は厳しい状況におかれています。

このため、平成30年4月から持続可能な医療保険制度への転換が図られるよう国保の財政基盤の強化と財政責任の都道府県化を含む抜本的な制度改革が施行されたところです。

このような国保制度の大きな転換期において、「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、本市が国保保険者としての責務を果たしていくために、制度改革の施行2年目となる平成31年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

諮詢の趣旨

1. 国の動向

国の平成31年度「税制改革の大綱」が閣議決定され、平成31年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は基礎賦課額（医療分）を引き上げ、併せて保険料の軽減制度に係る2割軽減及び5割軽減の所得判定基準を引き上げる政令改正が行われます。

2. 本市の現状

本市の国保会計は、被保険者数の減少により保険料収入が減収となる見込みであります。一方、各市町村が鳥取県に納付する「平成31年度鳥取県国民健康保険事業費納付金」は増額が見込まれており、収支に不足が生じます。そのような中、負担をできる限り抑えるため、基金を活用することにより現行の保険料率を引き上げることなく、歳出に必要な歳入を確保することが可能な状況にあります。

これらの状況を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮詢します。

3. 訒問事項

（1）国民健康保険料の賦課限度額の改定について

【改正案】基礎賦課額（医療分）の賦課限度額を国の基準どおり引き上げる。

- | | |
|-------------|--------------|
| ・医療分（基礎賦課額） | 61万円（現行58万円） |
| ・後期高齢者支援分 | 19万円（現行どおり） |
| ・介護納付金分 | 16万円（現行どおり） |

（2）国民健康保険料率について

【改正案】保険料率は現行どおり据え置きとする。

		保険料率	【参考】県標準保険料率
医療分	所得割	7.2%	7.5%
	均等割	23,000円	30,278円
	平等割	24,600円	20,089円
支援分	所得割	2.7%	2.75%
	均等割	9,200円	11,010円
	平等割	9,000円	7,305円
介護分	所得割	2.4%	2.31%
	均等割	9,400円	12,228円
	平等割	7,000円	6,168円